

「たきのみち ゆずる」イルミネーション貸出 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「たきのみち ゆずる」のイルミネーション（以下「イルミネーション」という。）をイベントや事業所等が使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申込の提出)

第2条 イルミネーションを使用する申し込み者（以下「申し込み者」という。）は、あらかじめ「たきのみち ゆずるイルミネーション貸出申込書」を箕面シンボルロードまちづくり協議会（以下「箕面 SR」という。）に提出し、承諾を得なければならない。
ただし、箕面 SR の使用を最優先とする。

(使用の承諾)

第3条 箕面 SR は前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、イルミネーションの使用を承諾するものとする。

(1) イメージキャラクター「たきのみち ゆずる」の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。

(2) イルミネーションを正しい使用方法に従って使用しないとき。

(3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがあるとき。

(4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

(5) その他、箕面 SR がイルミネーションの使用について不相当と認めたとき。

(使用料)

第4条 使用料は 5,000 円/日、30,000 円/週とする。長期使用の料金は箕面 SR の協議により決定する。

使用料はイルミネーションの貸出しのみの価格であり、それにかかる電気代等の費用は申し込み者が支払う。

(1) 申し込み者は使用毎に貸出申込書を提出し、箕面 SR に使用料を貸出日に現金で支払うこととする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、箕面 SR が適切であると認められた期間とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 申し込み者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イルミネーション及び、貸出承諾の権利を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 貸出期間を守ること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 設置地面が水平な場所にて地面に固定すること。
- (6) その他、箕面 SR が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消し)

第7条 申し込み者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その申し込み者への貸与はしない。この場合、申し込み者に損害が生じても、箕面 SR はその責めを負わない。

(破損の場合)

第8条 イルミネーションを破損した場合は、必要に応じて箕面 SR が補修を行い、実費を申し込み者に請求するものとする。

(責任の制限)

第9条 イルミネーションの使用により、申し込み者が被った被害、または申し込み者が第三者に与えた損害に対しては、箕面 SR は一切その責めを負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、イルミネーションの取扱いについて必要な事項は、箕面 SR が別に定める。

附則

この規程は、平成29年2月15日より施行する。